

# 雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する 教育訓練の指定基準等の一部を改正する告示案要綱の概要

# 雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準等の一部を改正する告示案要綱の概要

## ① 専門職大学等の課程の対象への追加

- 専門職大学及び専門職短期大学の正規課程、大学及び短期大学が設置する専門職学科の課程のうち、以下の訓練期間要件及び講座レベル基準を満たすものを、対象に位置づけることとする。

【訓練期間要件】 専門職大学の課程、大学の専門職学科の課程：4年以内、専門職短期大学の課程、短期大学の専門職学科の課程：3年以内  
【講座レベル基準】 ■ 就職・在職率80% ■ 定員充足率60% ■ 認証評価（機関別認証評価・分野別認証評価とも）適合相当

## ② 第1類型における4年課程の限定的追加

- 第1類型（業務独占・名称独占資格の養成課程）の訓練期間要件に「人材開発統括官の定める訓練期間が3年を超え4年以内の養成課程」を追加。人材開発統括官定めにおいて、以下の2つを規定。

- 管理栄養士の養成課程
- 法令上の最短期間が3年とされている養成課程であって定時制で開講するもの

## ③ 専門学校の「キャリア形成促進プログラム」の対象への追加

- 専門学校が提供する実践的な社会人向けプログラムであって文部科学大臣から「キャリア形成促進プログラム」としての認定を受けたプログラムのうち、以下の訓練期間要件及び講座レベル基準を満たすものを、対象に位置づけることとする。

【訓練期間要件】 専門課程：1年以上2年未満、特別の課程：120時間以上2年未満  
【講座レベル基準】 ■ 就職・在職率80%

## ④ その他

- 教育訓練の内容が専門実践教育訓練の各課程類型に該当するものの、講座レベル基準等を満たさない講座について、一般教育訓練の指定基準を満たす場合には、雇用の安定及び就職の促進に資するものとして、一般教育訓練の指定対象とする。

適用日：平成31年4月1日

# 「施行後3年後見直し」を踏まえた 専門実践教育訓練指定基準の現行からの変更点の全体像

**1 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程**  
[訓練期間：1年以上3年以内のもの（人材開発統括官の定める1年未満の養成課程を含む。）]  
目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上 就職・在職率：80%以上

**2 専門学校の職業実践専門課程** [訓練期間：2年のもの]  
就職・在職率：80%以上

**3 専門職大学院**  
[訓練期間：2年以内（資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間）のもの]  
就職・在職率：80%以上（法科大学院については司法試験合格率：全国平均以上）  
定員充足率：60%以上 認証評価（機関別評価及び専門職大学院評価）において適合相当

**4 大学等における職業実践力育成プログラム**  
[訓練期間：正規課程・・・1年以上2年以内のもの、特別な課程・・・時間が120時間以上、かつ期間が2年以内のもの]  
就職・在職率：80%以上（+大学院における正規課程にあつては、定員充足率：60%以上）

**5 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程**  
[訓練時間が120時間以上（ITSSレベル4相当以上のものに限り30時間以上）かつ訓練期間が2年以内のもの]  
目標資格の受験率：80%以上 合格率：全国平均以上 就職・在職率：80%以上

**6 第四次産業革命スキル習得講座**  
[訓練時間が30時間以上かつ訓練期間が2年以内のもの] 就職・在職率：80%以上

**7 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程（新規）**  
[訓練期間：専門職大学・学科：4年のもの、専門職短期大学・学科：3年以内のもの]  
就職・在職率：80%以上 定員充足率：60%以上  
認証評価（機関別評価及び分野別評価）において適合相当

告示改正①

○ 管理栄養士の養成課程  
○ 法令上の最短期間が3年の養成課程であつて定時制により4年課程として開講するもの

告示改正②

○ 介護福祉士実務者研修  
のうち、一定の講座レベル基準を満たすものを追加

統括官定め改正

○ 専門学校が提供する実践的な社会人向けプログラムとして文部科学大臣が認定したもののうち、一定の講座レベル基準を満たすものを追加

告示改正③

○ 在職者の訓練前キャリアコンサルティングの義務化や給付制度上の訓練効果の継続的把握について、検討。取組を通じて得られた結果を再指定に反映（※一部、他の課程類型にも適用。）。

運用等見直し

その他（各課程類型共通）

○ 就職・在職率の算定に当たり、長期履修生については分母計上の対象外とする。

統括官定め改正

○ 専門実践教育訓練の各課程類型に該当するものの、講座レベル基準を満たさない講座で、一般教育訓練の指定基準を満たすものについては一般教育訓練の指定対象とすることを明確化。

告示改正④

# 専門実践教育訓練指定に係るスケジュール(予定)

	平成30年度							平成31年度	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	4月	
<b>指定スケジュール(厚生労働省)</b> 専門実践教育訓練の 指定スケジュール(厚生労働省)	▼7月30日 第7回人材開発分科会(諮問)			・9月上～中旬 指定基準告示改正  指定希望講座の受付 (10月上旬～11月上旬)			▼1月下旬～2月上旬 指定・不指定の決定 (通知発出)	3年後見直しを 踏まえた 指定講座の開講 (最速のもの)	
<b>参考】専門職大学等の                      キャリア形成促進プログラムの                      認定スケジュール(文科省)</b>	<b>専門職大学等</b> 大学設置・学校法人審議会による 設置審査 ▼ 秋頃設置認可 ※審査の進捗により変更がありうる							開学	
	<b>専門学校のキャリア形成促進                      プログラム</b> 講座募集(都道府県からの推薦を経由) 認定審査							▼～2月 プログラムの認定	開講

※ 指定希望講座の受付は、原則、年に2回(4月、10月)実施。